

新潟都市計画地区計画の変更について（豊栄市決定）

1. 都市計画地区計画を次のとおり変更する。（平成14年8月16日現在）

名 称		笹山地区地区計画
位 置		豊栄市笹山字柏尾山、同字中山、同字地我山、同字金甲、同字鴻巣、同字河渡上、豊栄市横土居字村前、豊栄市木崎字切尾山の各一部
面 積		約21.7ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、笹山土地区画整理事業施行地区であり、国道7号新新バイパス豊栄I.C北側に位置している。</p> <p>地区西側には、南北方向に主要地方道新潟大外環状線が、地区北側には、東西方向に臨港道路西ふ頭線が、地区中央部の東西方向に国道113号横土居バイパスがあり、交通の利便に恵まれている。</p> <p>従って土地区画整理事業の効果を継続し、業務施設の誘導及び一定規模の小売店舗の誘導を図ることを目標に笹山地区地区計画の策定を行う。</p>
	土地利用の方針	地区計画区域内は、用途の純化を図り業務施設の効率的な土地利用を図ることとする。
	地区施設の整備方針	土地区画整理事業により整備される道路、公園等の機能の維持保全及び向上に努める
	建築物等の整備の方針	地区計画区域内は、業務施設の集積を確保し、地区の特性に応じた合理的な業務団地を形成するため、建築物の用途制限等を定める。

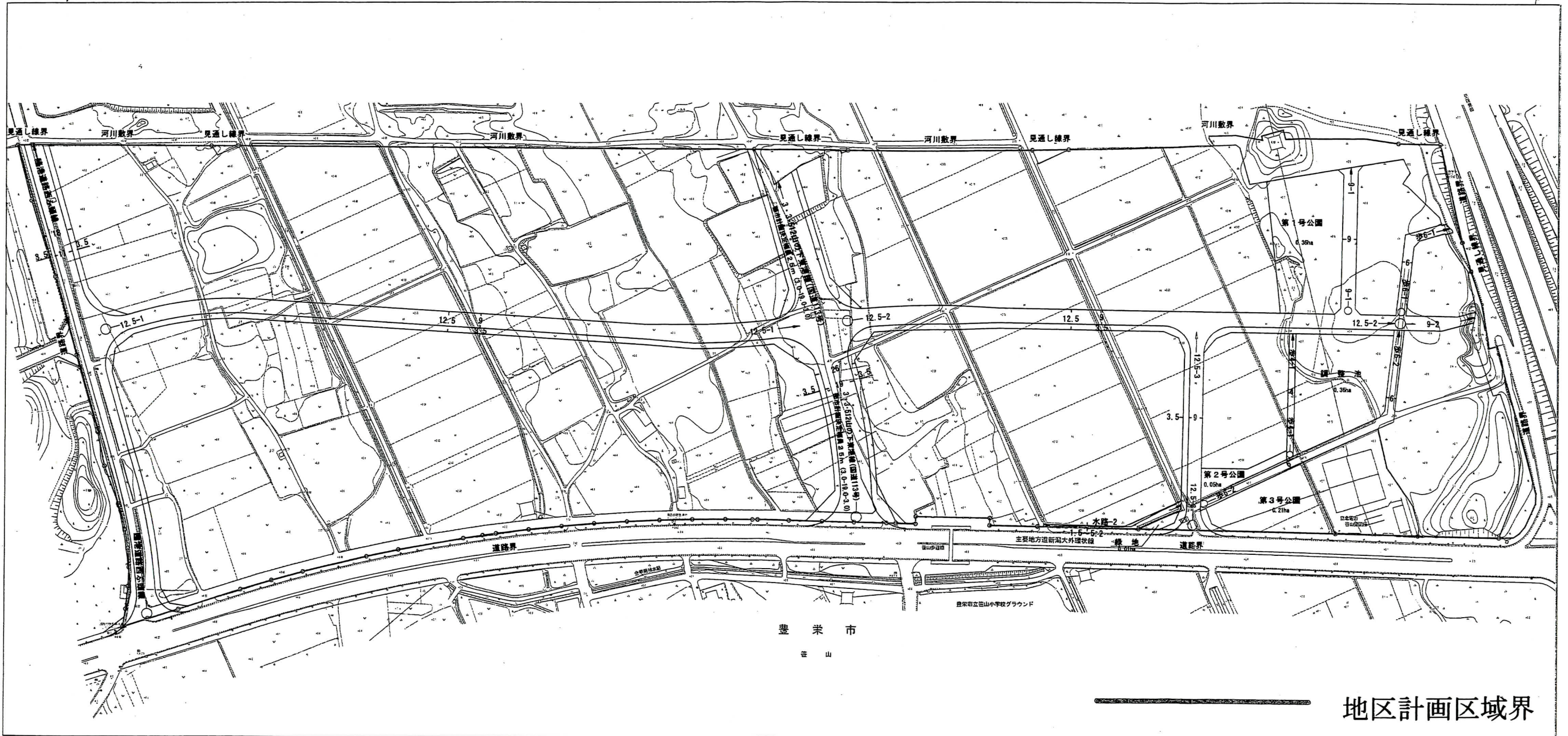
位 置		豊栄市笹山字柏尾山、同字中山、同字地我山、同字金甲、同字鴻巣、同字河渡上、豊栄市横土居字村前、豊栄市木崎字切尾山の各一部	
面 積		約21.7ha	
地区整備計画	建築物に関する事項	用途地域	準工業地域
		地区の面積	約21.7ha
		建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専用住宅 2 兼用住宅 3 共同住宅、寄宿舍又は下宿 4 店舗の用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの（ただしガソリンスタンドを除く。） 5 飲食店の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超えるもの 6 ホテル又は旅館 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの 8 カラオケボックスその他これに類するもの

地区整備計画	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>9 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>10 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>広告物の設置方法は、次のとおりとする。</p> <p>1 屋上広告物については、屋上水平投影面をはみ出さない。</p> <p>2 突出広告物については、敷地境界線からはみ出さない。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

笹山地区地区計画 計画図

1:2,500



地区計画区域界